

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第2回津市住居表示審議会
2. 開催日時	平成24年1月13日(金) 午後10時から正午まで
3. 開催場所	津市本庁舎8階大会議室A
4. 出席した者の氏名	(津市住居表示審議会委員) 青木明紀 生川介彦 大堀仁士 川井一浩 樹神成 田辺千代子 中川幹夫 前川徹也 村上信夫 森岡学 倭ひとみ (事務局) 総務部長 葛西豊一 総務部次長 水谷渉 総務課長 松岡浩二 総務課総務議事統計担当主幹 福田政一 総務課主査 川村能大 総務課主査 岡田東久
5. 内容	1 住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について 2 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	0人
8. 担当	総務部総務課総務議事統計担当 電話番号 059-229-3275 E-mail 229-3275@city.tsu.lg.jp

9. 議事の内容 (下記のとおり)

	内 容
総務課長	<p>皆さんおはようございます。大変お待たせいたしました。皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第2回津市住居表示審議会の開会をお願いしたいと存じます。</p> <p>本日、瀬尾委員、今井委員におかれましては、所用のため、やむを得ず御欠席との御報告をいただいております。瀬尾委員につきましては事前に御意見をFAXにて頂戴しておりますので、皆さんのお手元に配付をさせていただきました。</p> <p>また、中川副会長でございますけれども、30分ほど遅れられるということで伺っております。</p> <p>本日は、前回の第1回の審議会で配付いたしました資料を再度、使用させていただきたいと思っておりますけれども、御持参いただいておりますでしょうか。なければまた御用意させていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長、会議の進行についてよろしくお願いいたします。</p>
樹神会長	<p>おはようございます。どうもお忙しい所、御出席いただきましてほんとにありがとうございます。中川副会長さんは30分くらい遅れられるということですが、中川副会長を含めると、委員13名中11名の御出</p>

席をいただいておりますので、津市住居表示審議会条例第6条第2項の規定によって会議は成立しておりますので進めさせていただきたいと思っております。

前回の会議では事務局からの資料説明や、若干の質疑を行いました。で、今日は前回申しましたように、フリートーキングということで、論議を整理して、十分な審議を今後行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私達に対する、この審議会に対する質問事項というのは「住居表示を実施する市街地の区域の指定及びその表示の方法ということ」でございます。ですから、前回御説明いただいたように、いくつか要望も出ておるようですが、この審議会として、どのような区域を住居表示区域にするべきかというふうに考えるかということと、その表示方法はどのようなものかということで議論をさせていただくこととなります。

そういうことで今日の事項は、事項書1の住居表示する市街地の区域の指定及び住居表示の方法ということで、質問にそって議論をしていくということでございます。前回の審議会の時に、今回はいろいろな意見を出していただいて、それを少し論点を整理をしていきたいということでお願いをいたしました。前回も市のほうに少し状況等説明していただきましたが、改めて市の方向性ということについて、やはり一度確認しておいたほうが良いと思っておりますので、それについてまず最初に市のほうから今後の方向性として市が考えていることについて、質問を確認する意味も含めまして、今一度御説明願いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

じゃあお願いいたします。

総務課長

議長のほうから、市の方向性についてということでのお話がございましたので、それについてお話をさせていただきます。前回の審議会の若干重複のお話になるかわかりませんが、まず住居表示を施行すれば、町の名前、街区符号、住居番号という住所の表し方になりまして、そういった表示の規則性とか方向性によりまして、住所が探しやすくなります。

住居表示というのは全国共通の制度でございますし、物流や人の移動という面で、飛躍的に利便性が高まるものでございます。

地域住民の皆さんにとりまして、住所が分かりやすくなれば、地域内の連絡が取りやすくなりますし、災害から地域住民を守ること、地域で子どもや、お年寄りとか、社会的弱者を支えることにも役立つと思われれます。

このようなことから、分かりやすい住みよいまちづくりのためには、住居表示は本市にとってとても必要であると考えておりますし、重要なテーマであると考えております。

住所を整理する場合、土地区画整理、地番整理といった手法もございますけれども、既に市街地を呈している地区におきましては、土地・家屋等の所有権といった財産関係に極力、立ち入ることなく、短期間でこういった住所を整理をしていく場合は、こういう居住実態に応じて番号を付けていく住居表示の制度が最良の選択であるというふうに私共は思

<p>樹神会長</p> <p>生川委員</p>	<p>っております。</p> <p>市の方向性ということでございますけれども、まず、事業の導入効果を考えますと、宅地化が進んで、道路等のインフラ整備がひととおり終わった地域で、ある程度市街化を呈している地域で実施することが必要であると考えております。</p> <p>また、住居表示整備事業というのは、ある意味地域住民の皆さんと、本市との協働事業ともいえますから、地域内のコンセンサスといったことも重要な要素であると思われれます。</p> <p>このことから、現時点での方向性としての住居表示を実施する区域の指定に係る考え方、私どもの考え方につきましては、まず、自治会長からの要望書の提出、自治会内での制度の認識などを考慮いたしますと、実施に向けた条件といたしましては、豊が丘地区、高野尾町の一部でございますけれども、最も整っているというような状況でございます。</p> <p>本日は、参考といたしまして、お手元に要望書のコピーを配付させていただきました。</p> <p>それから、前回も申し上げましたように、豊が丘の次といたしましては、過去からの要望の引継ぎといたしまして、中勢バイパスの完成に伴う高茶屋小森町の一部地区等が挙げられます。この2地区が当面の課題となる地区であるというふうに考えております。</p> <p>それから前回の審議会でも申し上げましたけれども、過去に実施区域の指定がなされたところの実施も進める必要がございますけれども、地域住民の合意が得られずに、その後の要望もないという事で、実施の事務を進めるには困難な部分があるっていう地区もございますので、そのことを申し添えさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。何か御質問ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですね。今、市のほうから御説明がありましたけれども一つは市街地が進んでいて、社会基盤の整備、道路等ですね、こういったものが既に整備されている区域であって、かつ、当該地域から要望があり、住民合意が可能と考えられるところ、大雑把に言えば、そういう2つの要件で考えておられるというふうにお聞きをいたしました。</p> <p>どうして必要かという点では、やはり住居という、ある意味社会生活で基本的な事項が合理的になることによって、その地域の生活の利便性が高まるとともに、いざという時の危機管理の対応もしっかりできていく、市としては、そういう御見解であろうというふうにお受けいたしました。</p> <p>こういうことで、ひとつ津市さんとしても地元の要望という事を考えておられるようですし、我々としても、そういう要望があるところについてはお聞きを最初の段階でしておいたほうが議論の参考になるのではないかと思いますので、委員にみえますので、少しその豊が丘地区と言うんですかね、そこでの今日、資料として出していただいた自治会からの要望書というものが出されておりますが、これを踏まえてというか、それについて少し御説明いただきましたと思います。</p> <p>失礼します。豊が丘の連合会長をやっております生川でございます。</p>
-------------------------	--

皆様のお手元に、要望書の資料が出ておるかと思いますが、一番裏の方からちょっと説明をしていききたいと思います。

22年の2月10日に「豊が丘はいま」というのを発行をしている、それなんです、20年位前から住居表示変更したいという要望が出ておりました、開発途上であるとか、いろいろな事で行っていませんでした。22年には、もう既に開発も終わって大体これでこの豊が丘というものは団地形成も終わりやないかということで、一挙に住居表示を進めようという意見が出てまいりまして、実は自治会の役員の間でもいろいろな仕事を進める上で、役員が一番困ってるっていう事実がございまして、一挙に進めるという体制で住民の説明会をやるということで取り組んできました。

22年2月10日に発行したものに、今から本格的にやりますよということをする、これ全戸配布してありますから、2300ぐらい、全戸に配布をしてこういうスタートを切るよという話をいたしました。

それから1年くらいかけて、10回以上この説明会をいたしました。10回のうちに1回位は、出席をしてくれるであろうということで、説明をして、その結果が後ろから二枚目、2011豊が丘、これで皆さんの意向はこうですよ、まず一部の皆様に提示をいたしました。あそこをするよということをしていたしました。この間に、十回の説明会で出てなかった方もみえます。

豊が丘には5つの自治会がございまして、自治会単位での説明会をやっております。5つの自治会の会長、集めて、会長会議、毎月一回やっておりますのですが、その毎月にも、こういう問題を提起して、説明会でどういような意見が出たかというような事を集約して、共通認識のもとで進めてきた、その結果が推進81.2%、反対18.8と、この中で真ん中から下に書いてあるんですけど、反対を表示された方の大半が面倒であると、それであつたら、そうでないようにできるだけデメリットの部分は解消するような方向で努力しますというふうに話をいたしました。

強固に反対された方、会議の席上で民主主義に則って51対49でも51のほうに従いますという確約をしているわけです。それで私ども自治会長は全部推進派で、ずっと説明会やっているんですが、もし51が反対というのであれば、この問題はもう推進いたしませんと約束してるわけでありまして。

その結果こういう81.2%、これが反対の方に言わせると、投票しなかった、意思表示をしなかった人を賛成に入れてるんやないかという話が出ています、これは、何度も意思表示の無い方は、賛成と見なしますよということをして説明会の都度、説明、皆さんに言ってるわけです。全戸配布した中にもそれが書いてある。

その結果、この地域は、大体60%位が、投票率なんですけれども、69.34%という回答率でこういう結果がでましたということ、皆さんにお知らせをして、住居表示を市のほうにも強く要望をしたということ、要望書を出したということになります。

この中に、色地のA3が真ん中にあるかと思いますが、これを見ていただくと、この豊が丘地区で住居表示が非常に煩雑だということがお分

	<p>かりになるかと思えます。</p> <p>例えば北自治会の青の中に茶色が一部入っています。これと同じような事が、南自治会の黄色の中に、端のほうへ行きますと茶色やとか、橙色とか、黄緑色が点在をしておる。そういうことがあるわけです。</p> <p>で、この地域以外の方々が訪ねてこられて、自治会長のところへ行つて、番地を言ってどこにありますかと言われても自治会長が説明できない。そのぐらい入り組んでいるわけです。それが一番困ることです。例えば救急車が来ても、救急車はカーナビの最新のを搭載していますから分かるわけです。例えば交通事故が、昨年10月でしたか、11月にあったんですけど、被害者がどこの人かというのがわからない。免許証だとかいろんな持っているもので、番地は分かるんですが、その番地がこの図面で飛んでいる場合があります。3軒隣の家がこの被害者の家だという近所の人通報で行くと、全く違う。全く離れたところの家の人であった、そういうことが頻繁にありますので、これは非常に困るわけなんです。役員をされた方々は皆困るわけですよ。一般の役員をされた経験のない方は、今のままでいいやないか、いちいちいろんな手続きをして変えてもらわんでもいいというようなことがあります。それから2000戸、6500弱の住民の中で約10%が高齢者になっています。高齢者が手続きに行くのが嫌っていうのがほとんどなんです。確かにこの場所へ、市役所へ出てくるのには片道650円かかるわけです。1日仕事です。バスが1時間に1本ありますけども、三重大の前、高田高校通って、三重大の前を通って、津駅東口を通って、この郵便局の、中央郵便局の前へ行くというようなバスしか通っていません。西口へ行くバスはないんです。ですから650円かけて1時間かけて、ここまで来ない。郵便局からここまで歩いてくるんです。そういうことをしてまで、住居表示を変えてほしくないという高齢者が、反対のほとんどの方がそういう方なんです。そういう方に対しては、これが進んできた場合には、我々がお手伝いをして、できるだけ高齢者に負担がかからないようにしていきますよ。ということでお話をしますと、ああ、それならお願いしますわ、というようなことになる。だいたいそういうことで、自治会はほぼ早くやってほしい、昨日そういう、私の家のほうへ陳情と言いますか、何をしとんのか、早くしてくれんかい、っていうような推進派のほうからも、そういうのがありまして、だいたいそういうようなかたちで今豊が丘は変えてほしいということが、ほぼ大勢を占めております。以上です。</p>
樹神会長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃ、生川委員の御発言について、意見、御質問、ございますでしょうか。</p>
青木委員	<p>青木委員。</p> <p>はい。すみません。行政書士会の青木と申します。よろしくお願いたします。昨年、会長さんのほうから宿題ということで、いただきまして、関係書類一式等々を拝見させていただきました、それでちょっと気になる点がございましたので、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。まず、1点ですけども、この住居表示に関するアンケート集計結果についてというのをいただきましたけども、このところで、ちょっ</p>

	<p>と事務局のほうにお聞きしたい点がございませう。それは、アンケートの実施時期、実施方法という（１）に書いてございませう。この内容のおりだと思ふんですけれども、１０月３１日までに返信用封筒で回答してもらえよう依頼したというふうに書いてございませう。その下のほうに、２番目に調査票の回収状況について、かっこして平成２３年１１月１０日現在としてございませうけれども、推測するところですが、回収率が非常に悪くて、これでは判断をしかねるもので、ちょっと延ばしていただいで、１１月１０日現在の回収率の、この数字になったということで、私の理解、こういうふうと思ふんですけれども、これでよろしいでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>あの、一応、１０月３１日までの回答期限を付して、皆さまにお願いしたわけなんですけれども、１１月になってからも、まだ、ぱらぱら、ぱらぱらと郵便物が届きましたので、一応、一通り少なくなったなというのが１１月１０日ということで、御理解いただきたいと思ひます。それから、それ以降も、まだ一通とか、届いたりはしてるんですが、一旦ここで集計を区切らせていただいでいるという資料で御理解をお願いしたいと思ひます。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい。わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それからもう１点なんですけれども、このアンケートの下のほうで、このアンケートの４ページになりますかね、この裏のところの総括のところの「さらにから」のところ書いてある中段のところぐらいにありますけれども、さきほど会長さんからもお話しがございませう、手続等に係る費用負担が大きいとか、高齢者の方々の負担が大きいというようなことがございませう。もちろん、こういうようなことについて、実施については、可能な限りの手続きの軽減を図るということをお願いしたいところですが、この中で資料３の中にちょっとご覧いただきたいと思ふんですけれども、資料３の中で、これは順番がページ数ではなく順番が１から１７まで振ってあると思ふんですけれども、この順番の中で１６と１７のところに、住居表示が実施されると、各種公簿類の住所等の表記が変わりますということで、１６のほうでは住民票、印鑑登録原票、それから戸籍、選挙人名簿などこれらは市役所が所有しているデータですので、自動的な必要な部分を訂正しますというところで、これはいいと思ふんですけれども、この１７のところ、ご自分で住所を変更していただくものというところで列挙されておりますけれども、この辺は有料であるという解釈でよろしいのでしょうか。事務局のほうに聞きますけれども。</p>
<p>総務課長</p>	<p>私どものほうで、住居表示変更証書というものを出します。それを御持参いただければ手数料は無料でございます。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その次にちょっと聞きたいことが。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ただし、例えば登記なんかの変更で司法書士さんにその部分を御依頼されれば、その経費は必要となつてまいりますので、実際にご自分でやられている場合には、経費的な負担はないと御理解いただきたいと思ひます。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。ちょっとお聞きしたいんですけれども、</p>

<p>総務課長</p>	<p>その証明書というのは、現在津市役所さんのホームページの中でダウンロード、用紙等がダウンロードできて、それを申請することによって証明書を発行できるという体制になっているのでしょうか。</p>
<p>青木委員</p>	<p>証明書の申請書、これはダウンロードできない状態でございます。窓口に来ていただいて、お書きいただくというスタイルでございます。</p> <p>そうですか。できれば、先ほど会長さんからもお話でましたように高齢者の方が10%ぐらいいらっしゃるということで、出向いて行くのに時間、お金もバス代もかかるということありますので、このITの時代でございますから、そういう面ではインターネットを振るに活用していただいて、それで自治会長さんにも、自治会の地区のほうにもインターネットがもしあるのであれば、双方に連絡するのにインターネットを通じて、それも無料でいけるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺の改善も含めていただくようお願いしたいと思っております。以上でございます。で、最終的には私もこの住居表示の事業については賛成でございます。以上でございます。</p>
<p>総務課長</p>	<p>仮にある地区で住居表示が実施されますと、その地区にお住まいの皆さまにさきほど私が説明しました住居表示変更証明書、お一人当たり何部かは実施前にお渡しさせていただいて、それをもとに手続きをしていただくこととなります。それからその部数に不足があれば逐次また、こちらの方に申請していただいて発行するという形になります。窓口に来ていただければ。</p> <p>また、郵送、ダウンロードについても今後検討させていただきたいと思えます。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい。よろしく願いいたします。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>倭委員</p>	<p>はい。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>倭委員</p>	<p>倭と申します。</p>
	<p>こちらのお話を受けたときに、私、何も住居表示について知らなかったものですから、豊里ネオポリスの知人の方にちょっとお話を実際にお伺いに行きまして、そのちょっとお話をしたいんですが、まず賛成意見についてなんです、やっぱりこれは番地がきちっと並んでいないために困ることが沢山あって、先ほど生川さんがおっしゃったことと重なるんですが、緊急時に困る、救急車にもやっぱり尋ねられたことがあると、その方もおっしゃってました。配送業者に家を尋ねられた。後は、豊里中学校へ初めて赴任された先生のお話だと、やっぱり、家庭訪問をするのにとっても苦労した、せめて何丁目とか区切っていると助かったのになっていうお話も伺いました。</p>
	<p>それと、最近は表札が名字だけなので、やっぱり名前だけで聞かれても番地すら分らないし、名前でも判明しにくいということもあるので、やはり変えてほしい。それと、その約6,600人の方が住んでいるのに1割以上が70歳以上であって、あと、一人暮らしの老人宅が民生委員の方ぐらいしかわからない。自治会ですら把握が難しい状況であるということで、やはり住所で誰が何処にいるかということ把握するため</p>

	<p>にも、ぜひ変えていただきたいという意見を伺ってまいりました。</p> <p>で、大切なのは、反対意見だと私は思っておりまして、その反対意見なんです、まあ正直、住んでいる分には何ら不便はないわけなんです。周りが住所を把握してくれれば済むことではないかと、おっしゃる通りで、まあそれが緊急時は難しいということで、あと、個人商店などの方は、店のゴム印ですとか印刷物から始まり、すべての物を変更するために経費がかかる。その経費がやっぱり大変な御負担になるようで、一般家庭とは違うほうの御苦労があるということ。それと、あと一人暮らしの老人の方や車の無い人は、住所変更の手続きを行うことが困難であると、そのためにどうすればいいかが問題であって、やっぱり私は一主婦なんです、住んでいる者としては、近くで行っていただくのが一番良いと思うんです。ですが、ここは支所がないんですよ、ネオポリス内には。あのう、何か、下りて行ったらと行ったら変ですが、高野尾町内にはあるんですが、豊里ネオポリス内には支所が無いので、郵便局は一つあって、でもコンビニも無い。で、私だったら例えばコンビニで手続きが出来たら楽だなとか、郵便局で手続きが出来たら楽だなとか、そういうことを考えましたら、近くの集会所ですとか、近くのスーパーですとかそういう所へ銀行とか、電気、ガスの各社が数回こう出向いていただいて、何度か手続きが出来る機会を設けていただければ、徒歩圏内だったら多分行けると思うんです。そういう措置をとっていただけたらありがたいなと思いました。</p>
樹神会長	<p>はい。どうも貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>ええと、どうでしょうか。あの、実際には一人ひとり御意見を伺うような形になってますので、それぞれ、御意見ございましたらお願いしたいと思いますが。</p> <p>ええと、順番のようで申し訳ないんですけども、大堀委員いかがでしょうか。</p>
大堀委員	<p>私は、法務局のほうから委員として来たんですけども、根本的に今、諮問を受けていることは、地区の選定。</p>
樹神会長	<p>はい、そうですね。</p>
大堀委員	<p>表示の方法と。</p>
樹神会長	<p>はい。</p>
大堀委員	<p>で、議論になっている、その手続き関係について、地域住民の利便性を最大限高めるところは、行政の立場として実施しなければいけないのは当然かなというふうには考えております。実施する実施しないというところは、やはり地元住民の皆さま方の意向、これが一番重要だと思いますので、自治会長さんからのお話の、危機管理を、重きを置くと考えれば、実施する方向でいいのではないかとというふうには思っております。</p> <p>実施の方法について、先ほどの説明の中には、町の地番変更という手法もございまして、そうすれば、住所と土地の地番が一致するわけですね。住居表示を実施した場合には、何番何号という表示となって、土地の地番は今までと同じ何千番の何百という地番のままになりますので、通常、住所と土地の地番は一緒だというふうには認識される方が多いでし</p>

	<p>ようし、社会経済の中で取引する際にも、やはり住所から、まず不動産の所在を調べるような手法を取るわけで、住居表示をすることによって、そこらへんの整合が取れないもんですから、例えばその、お住まいの方が不動産を売却したりとかいうときには、不動産の地番が違ふことによつて、地番は何番だったかなと、自分の住所の番号だけ言つても、土地がぱつと出てこないといふこともあますね。まあ、そういう弊害が出てくるというのはございます。</p> <p>またあの、不動産のことになりますと、やはり一般社会ではいろんな経済取引が動いてますので、不動産屋さんとか銀行とか諸々が、不動産についていろいろと調べているわけですね。その際もやはり法務局のほうで調べられる方が多いんですけども、住居表示番号を示されても、やっぱり土地の登記簿とか登記記録がつながっていかない。あるいは地図で場所を探そうと住居表示番号を言われても、ズバリそこに当てはまらない、ということになると、またそこで御苦労されることが非常によくあると、そういうデメリットが住居表示のほうはあると。ただ、一方で御議論になっているように、建物を、お住まいになっているところを中心に番号を振っていきますので、非常に住所としての表示としては分りやすくなるというのは間違いないと理解しています。そのどちらを採るかというのはやはり地域の方と行政当局との考え方、そこらへんを自治会の方に信じていただく必要があるのかなと思います。まあ、そこはやり方の問題ですので、審議会の諮問事項とは若干ずれてくるのかなあというふうに思います。で、実は、地域の指定のところでは今回やろうとしているのは、高野尾町の字北山というのが中心ですよ。他の字はないですよ。</p>
総務課長	<p>一部、はい。前回お渡しした資料の中で、図3というのをご覧いただければと思いますけれども、このウグイス色の部分、このウグイス色の部分に建築物がございまして、3箇所あるんですが、この部分の、字北山以外ですけれども住居表示地区に含める予定ということで、豊が丘地区については御提案をさせていただいております。</p>
大堀委員	<p>それから、同じ北山の中でも入らない地区というものも。</p>
総務課長	<p>はい、実施区域を検討していないのが、この赤色の斜線の部分。</p>
大堀委員	<p>そうすると、現在字北山ということで同じ区域ですけども、実施しない区域については依然として高野尾町何千番の何番。</p>
総務課長	<p>そうですね。</p>
大堀委員	<p>もしそこにお住まいの方がおれば、そういう住所になると。</p>
総務課長	<p>はい。実施しない字北山につきましては、これは山林か畑ですね。現在お住まいではないというところでございます。</p> <p>で、行政界が北側に控えておまして、亀山市との行政界の部分とか、字の飛び地が出来ないように、そういったことも考慮しながら今後検討していく、字界変更とかですね。</p>
大堀委員	<p>法務局の立場でいくと、公図というものを備えておまして、実は北山という公図は何枚かに分かれてあるんですけども、そのうち一部が豊が丘ですか、というふうに変つた場合、除外された土地はそのままこう、ちよろちよろと飛び地のような状態で残っちゃう状態になるんで</p>

<p>樹神会長 川井委員</p>	<p>すね。あと、非常に分りにくくなってしまうということなんですね。その辺がちょっと法務局の立場でいくと除外された部分を何とかしたいなというふうに感じますね。だから除外された部分も、住居表示はしないんだけど、町名だけ変えるんです。それによって同じ地図の中に入るんです。ということがあって、そういう意味で地区を指定というのは、もう少し具体的に地域をね、どこまでというのをできるだけ後々に支障がないように、もう一つ考慮いただけるといいのかなというふうに思っているところです。</p> <p>ですから、私の意見としては、方向性としては、今申し上げたとおりですし、その方向でよろしいのではないかと、地域指定も、市当局の方の御判断で、できる限りその辺の部分の配慮というのはしていただけたらと、そういうふうには思います。</p> <p>はい。では川井委員よろしくお願いします。</p> <p>はい。私は土地家屋調査士の川井と申します。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>住居表示は、市の御説明にもありましたが、町名を変更するという御提案といいますか、御案内には賛成しております。</p> <p>土地家屋調査士という資格者はどんなことをするかといいますと、こういう大きな住宅団地の造成をした場合に、まずいくつかの地番が点在したものを一つにまとめて、それを区画毎に分筆、まあ区割りをしてそこに地番を振る。それで、それをもって法務局で登記をするという立場の資格者でございます。</p> <p>この当時、30年程前にこの造成がされたときにも、我々と同じような土地家屋調査士の資格者がこういう図面を作って、それを登記を調べてもって、地番を振るのは法務局というふうになっておりますけども、そういう登記をしたことによって、このような紛らわしい地番が誕生してしまったということだと思いますが、まあ、過去のことはなしにしまして、皆さんのお話を伺っておりますように、私も基本的には住居表示を進めることに大変賛成でございます。また今後、この土地の登記にこれから進んでおるとい話もございまして、30年程経ったということもあり売買というようなことが発生するにおきましても、やはり業者が分りやすいというところについては、ある程度資産価値ということから見ても、向上していくような理由になってくると思いますので、まあ反対意見もあるということで、倭さんがおっしゃられたように近場でいろんな手続きができるようなことも考慮していただいた上で、という方向で進められればなあと思っております。</p>
<p>大堀委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>複雑になった理由のところを法務局で地番つけていますんで、若干弁解がましいですけども、こういう山なんかを開発する場合ですとね、旧の土地がいくつかあって、その土地を通常ですと合筆しちゃって、それから住宅用に切ってくわけですね。道路を付けたり、一筆ずつ切っていくわけですけども、この団地が一遍に出てくればきれいに番号を振れるんですが、この部分の区画分筆登記を出してくる、次はこの区画分筆登記を出してくるといときには、親番が一緒のときは必ず先手が出てきた</p>

	<p>ときの最終地番から次の番号を取ってくるんですね。ですから例えば、3000番という土地をまず最初に10区画に分けますというと、3000番の1から3000番の10というふうに枝番がついてくるんですね。で、それをこの辺でやる。次に、同じ3000番の区画の中で、こっちのほうで区画をやると、ここのところで3000番の11から3000番の20と、最終番号から順番を取っていきますんで、ですから、じゃあこの区画の次ここの辺分筆するときにこの番号使えるように、何番にしようかといっても、分筆登記が出てこないんで、その番号を空けておくということとはできませんので、どうしても申請が出てきたところから振っていくもんですから、枝番がその言われたように、こっちのほうに3000番のいくつかあって、3000番の百何十からこの辺にあると、またその次はこの辺にあると、そういうような形にならざるを得なかったというのがあるんですね。ですから、確かにおっしゃる通り、区画割りの登記手続きの順序によって、こういった複雑な地番の組み方になってしまっているというのも事実ですので、まあこれを是正するためには、今議論している住居表示、あるいは町名、地番変更ということをやざるを得ない、ということになるかと思えます。すみません、余談でございますけども。</p>
樹神会長	ええと、倭委員はよろしいでしょうか。
倭委員	はい。
樹神会長	はい。では森岡委員どうですか。
森岡委員	はい。NTTの津設備センタの森岡でございます。
	<p>私のところは、主に設備の保守をやっておるところでございます、今、お客様の方から連絡がありますと、まず電話番号をお聞きしまして、私どもは電柱番号で現地へほとんどが行くんですよ。まあ中にはゼンリンの地図を見て行く者もおりますけども、まず電柱番号を見て大体そこから辺やなということで走っております。ですから、特段その住居表示が変わってメリットがあるかと言えば、私どものほうとしましては、そんなにもないかなという意識はあるんですけども、ただその設備だけじゃなし、私ども電話番号を管理しておる別の部署もありまして、そこですと恐らく、結構お客様から問い合わせがあったときに調べやすいんじゃないかな、というふうに考えております。そちらのほうにちょっと問い合わせはしてあるんですが、ちょっとまだどんなメリットがあるかというのは聞いておりませんが、以前の町村合併でも問題なく進んだということで、うまくいくのではないかなとは思っております。以上です。</p>
樹神会長	はい。お願いします、村上委員。
村上委員	はい、津警察署の地域課の村上です。
	<p>いろいろな御意見を聞かせていただくと、審議会の諮問の内容じゃないということなんですけども、何かね、ちょっと本当に乗り越えられるのかなと心配になってきますけど、私も一委員として責任があるのか、ないのか良く分からないんですけど、ちゃんとやっていきたいと思えますけども、警察につきましては他のの方々と一緒に分りやすい、この要望書の中にもありますけども、要望書ですか、このチラシの中にもありますけども、分りやすい表示に越したことはない。また、高野尾駐在所が</p>

	<p>ありまして、駐在所員に聞きますとやっぱりもう複雑で、なかなか把握できないと。まあ連絡カードというのが私どももありまして、各自治会の協力を得て、一応その各家庭の住んでみえる方の連絡カードというものを一応預かっていると、それで緊急の場合にそれを利用していただいておりますという形で駐在所に預ってあるんですけども、その整理がなかなか出来ない。それはまあ、場所変わってきたばかりで場所がなかなか把握できないことがありまして、それが分りやすくなるということで、反対する理由は全くありません。けれども、いろいろな話を聞いておりますと、その手続きですとかそういったことを聞きますと、ちゃんと乗り越えていただけるのかなという気がして心配をしております。以上です。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>前川委員</p> <p>はい、郵便事業会社津支店で配達の方の担当をしております。この高野尾地区は私ども民営化して以降は、椋本郵便局の中に椋本集配センターという、そちらから配達をさせてもらってます。以前から高野尾町については旧芸濃町と同じ郵便番号を付定していますので、そちらから配達ということで、椋本集配センターの約4割近くの郵便物がこのネオポリスに集中しているという状況です。私どもの立場としては出来るだけ早めにやっていただきたいという立場でございます。普通の時間の葉書につきましては、区分けの部分は機械化区分、郵便番号読取区分という方法で、郵便番号だけじゃなくて、住所の番地等も一緒に読み取ってこう順番に並べて行くという、ですのでほとんど機械化に頼っている部分が多いです。こういった何千番台という表示はなかなか機械が間違っていて読むという部分も多々ありまして、なかなかすらすらと並んでこないという部分がございます。何丁目何番地にしてもらおうと、そういった機械の読取りの率も非常に上がりますし、あってはならないんですけど、配達という部分でもやっぱり回りやすい表示にさせていただいたほうが、高茶屋のほうもようやく完全に切り替わっているんですけど、そういう部分も非常になくなるということでありがたいことです。やっぱり配達作業の効率化という部分から考えますと、非常にありがたいことです。ぜひ住民さんの同意をとられているならば、実施していただきたいと思います。私ども、実施ということになりますと、1軒に50枚の葉書を配らせていただいて、お客様のほうで、住所変わったよということでお知らせをしていただくような形でお配りすることも出来るので、実施の暁にはそういった、出来るだけお負担の部分では、郵便事業会社の立場からも御協力をさせていただきたいということを申し上げます。</p>
<p>樹神会長 田辺委員</p>	<p>はい、田辺委員。</p> <p>私どもは田辺設備といいまして、水道とか色んな下水の関係の工事をする業者なんですけれども、やっぱり住居表示でもらったほうがよく分かるんですけれども、ただ新築される場合にね、そういったときに凶面とか来ますと住居表示じゃなくして、謄本のほうの住所を書きますと、最初わからないんです。探すのに大変苦労しまして、そういう点をもうちよっと分かりやすくてきたらいいんじゃないかなと思いま</p>

	<p>す。便利なのは、それは便利で、私も豊里のほうへそういう関係で時々行くんですけども、たくさん家が建ってきましたもので、もう迷子になってしまうんです。番地だけで頼って地図で行きますとね。そやで何丁目、何丁目ってこうしてもらったほうが番地がよく似てるものでわかりにくいもので、やっぱり住居表示にもらったほうが今後のためには皆さん便利になるんじゃないかなと思いますけれども。ということで賛成させていただきます。</p>
樹神会長	<p>はい、わかりました。</p>
中川副会長	<p>副会長のほうから何か。</p>
樹神会長	<p>いや、別に。</p>
	<p>そうですね、はい。ありがとうございました。</p>
	<p>もう少し色々な意見が出てくると思ったんですけど、まあ、全体としては住居表示を、特に今要望が出ている豊が丘地区については、していただいたほうがいいのではないかというのが大きな方向だろうと思います。</p>
	<p>あと、欠席の委員からも御意見をいただいております。それでお手元に配らせていただいていると思いますが、このお二人については、瀬尾委員のほうは電力会社の立場からということではありますが、メリットが大きいということを書いていただいております、ただ、今の御発言の中で何人かの委員の方から出していただいた、色々な手数料等の不安、負担等について御指摘がございます。今井委員については住民代表である自治会長の意見を最優先ということで、書いていただいております、今井委員についてもいろいろ聞き取りをしていただいて、開発の中で入居順に地番が振られる等、大堀委員のほうから御説明もございましたけれども、そういうことでいろいろ不都合が生じているのではないかとということで、今井委員についても住居表示はしたほうがいいのではないかとという御意見でございます。ということで、この審議会としては、少なくとも豊が丘地区については、住居表示を、区域指定についてしたほうがいいのではないかとという方向で検討していくことになると思います。</p>
	<p>そこで、ただその時の理由ということですね、いくつかお聞きして私として詳しくはまた次回ちょっとまとめさせていただいて、それを御検討いただくということなんですけども、出ていた意見の中で特徴的だなあと思ったのは、高齢者の方の反対が多いということのようですが、逆に、これからの高齢化社会等を考えるとその見守りをはじめとしたケアの問題や、あるいは土地家屋調査士さんの先生のほうからは、将来売買があるような場合も、分りやすい住居表示のほうが資産価値が高まるのではないかとというようなことも書いていただきました。</p>
	<p>ですから、そういう意味で恐らく住居表示をして一番、受益者という言い方は悪いですけども、むしろ高齢者の方のほうが、何かあった時には、一番こうすぐ誰かが駆け付けるとか、色々な意味でメリットが高いのかなという印象でした。ですからもちろん色々な問題があると思いますが、そこは一つ方向性として打ち出せるのではないかとというふうに感じたことと、あとやはり、まあそうは言っても本当に一般的に、普通に住んでる限りは問題ないにしても、何か郵便配達で、人が尋ねた、</p>

来たっていう社会生活上の交流の面とか、あるいは救急車という、もう少し健康や生命を守るという面で、何かあった時にやっぱり非常にデメリットが大きいのではないかというのが倭委員や今井委員の方も直接お知り合いにヒアリングしていただいて、まあそれがすべてではないかも知れませんが、かなり具体的に出ておりますので、その辺も一般的に暮している限りは嫌かもしれないけれど、逆に地域社会としてはやっぱり何かあった時に、やっぱりどういう対応が出来るかということでは、こういう市街地化して多くの人が集団生活しているような状況においては、住居表示をしていただくことが望ましいということになると思います。そういう方向は打ち出せると思います。

そういう意味で高茶屋のほうも要望はどうあるかわかりませんが、その理屈でいくと、恐らくはしたほうが良いということにはなると思うんです。ただ地元でどのくらい合意があるかとか、ということが一つあると思うんですね。ただ問題は負担の部分とか、手続きをいかにスムーズにするかということなんです。で、非常に割り切った考え方をすると、大堀委員にも言っていたように、この審議会は、区域指定と、表示方法について答申すればいいということなので、非常に割り切った言い方をすると、そのデメリットについては、実はこの住居表示法という法律を前回配っていただいたんですけども、この住居表示法が資料の何番かな、5にあります。で一応市長が議会に提案するという事になっていて、住居表示の案は議会の議決事項になっているわけですね。その議会に出た段階で、まあ議会として審議していただいて、あるいは場合によってはその間にいろいろ住民の方から意見を言っていたいくという手続きもあるようです。

だからこれは次回検討するということになると思うので、まあ基本的な方向は今日少しこの点どうするかもう少し御意見いただきたい。一つはまあ、我々としてはここには触れないという方法が一つあります。ただそれだとあんまりというかいろいろ問題点を出していただいたので、審議会では触れないというのはあまりにも無責任ではないかということも考えられます。そうすると、やっぱり大きな方向として我々として住居表示がむしろ今反対しておられる大いに面倒だという人、高齢者の方にとってもいいということはあると思うので、その上でただ、負担の軽減をどうしていくのかということがあると思います。だからそこは我々としては条件にするというところまでいかないかもしれないけれども、倭委員に言っていたような方向とかいくつかの選択肢こういったように是非検討してそして案を作ってほしい市に対する要望するという形でなら可能ではないかというふうに思います。その中から市としてできることをやっていただくということが一つ。それともう一つは確かに豊里ネオポリス、豊が丘地区の場合、倭委員が言っていたようにコンビニも無ければ支所も無ければということで例えば直近でやっていたのが高茶屋の別の地域で、10年くらい前ですかね、平成9年。この時にどれくらいそういう問題があったのかというのは今となっては分かりませんか。

総務課長

高茶屋地区の住居表示を実施した場合、自治会の代表の方と市とが直

樹神会長	<p>接話をして自治会から住民の方へ話を下ろしていただくと、そういった形でしたので、特にアンケート調査を実施したわけでもございませんし、そういう市と直接住民とがやりとりした経過までは分かりません。</p>
総務課長 樹神会長	<p>なるほど、そういう点では今出ている問題というのはまったく触れられずとにかく住居表示が粛々と実行されたということですね。それで特に住居表示があった地域の住民から何か不服が出るとか異議申し立てが出るとか不満の声が出るとか。</p> <p>個別の対応があったかもしれませんが。</p>
総務課長	<p>全体としては大過なく行われたと考えてよいということですね。そうするといろいろ高野尾地区で特殊に考えなければいけないことはあるかと思うんですけれども一般的に住居表示をすると必ず何かこういう問題が出てきて何か住民の間でこういろいろ不満とか問題点が起きると言うことでも恐らくないということですね。前例からすると。今までにそういったことが無いというふうに判断していいですね。</p>
樹神会長 総務課長	<p>あの高茶屋地区に限ってはそうですけれども、それ以前のもっと昭和40年代の話ですけれども町の名称をどうするかとかそういったところで話が御破算になるとかそういったことはございました。</p>
樹神会長	<p>ただ一旦実施が決まれば、そこは粛々と。</p>
生川委員 樹神会長	<p>いえ、実施地区として決まったけれども、その区域をどうするのか、町の名称をどうするのかということで御破算になったことがございます。</p>
生川委員	<p>なるほど。ただそこまで行くとそれは我々の問題というよりも、その当該地元の問題だということですね。ですから我々としては大きな方向で区域指定するのと、今言ったいろんな形で少しそれに当たっての要望のようなことをそれに付けると言うことがひとつ考えられる。</p>
生川委員 樹神会長	<p>よろしいですか。</p>
生川委員	<p>はい。</p> <p>豊が丘で今これの問題でどんどん進めているんですけれども、高齢者の対策につきましては、民生委員が一人住まいの御家庭の名簿を持っています。その民生委員と自治会長とタイアップして既に各自治会、5つの自治会がどこに何歳の方が一人住まいであるというような、みんな資料を持っております。災害の時にもそれを生かしてその人たちを御近所の方々が、まあ救出といいますかね、そういうことができるような体制をほぼ整えてあります。ですから住居表示に関しても高齢者の意見も聞いてその人の委任をもらってできないか、もう一つは自分でやりたいんやと言う高齢者もあるわけです。</p>
	<p>それで我々の団地に会館がございます。市の豊が丘会館という一角に週に1回でもいいから高野尾出張所の係員を派遣してほしい。そういう要望書を3月までに出すということで、会長会議で決まっております。</p>
	<p>だいたいそういう出てきたデメリットの部分については、できるだけみんなでクリアをしていきましょう。それから皆さんに御意見をいただきましたけれども、例えば法務局の関係で住居表示と町名変更というようなそれも既に説明してありまして、まあ分かる範囲でのいろんなことは全部進めている。総務課よりもこちらのほうが早く進んでいるような感じで、既にその地域の名前も豊が丘、豊が丘と言っていますが、これ</p>

樹神会長	<p>も住民の中で小学校の名前を付けるときに皆さんに付けてくださいと言う形で豊が丘と決まっていますので、だいたいそれでいくのではないかと。</p> <p>分かりました。そしたら我々としては生川会長の御努力は非常に良く分かりましたので、市としてちゃんとフォローしていただくということを要望するということですかね。倭委員のほうからもありましたし、今生川委員からもありましたけど、結局あの市役所なりが出向くと言うことがやはり一つのポイントかなという感じがいたしておりますので、それどこまでできるかという問題は市のほうで判断していただければいいので、我々としては要望するという、要するに何らかの形で住民が出向かなくても手続きができるような工夫について、この審議会として検討していただくことにして、その点は答申の本文に入れるかどうかというのはちょっと微妙だと思うんですが、諮問されている事項が指定と表示方法なので、それについては進めてくださいということでした。ですから諮問の答申の本文はそれにするとしても付言か要望というような形で実施にあたっては高野尾地区の場合は近くにそういう支所あるいはコンビニ等の施設が無いと、そういう意味では非常にある意味で特殊な状況にあるので、そこを市として配慮、表現どういうふうになるか分かりませんが配慮していただくことを要望したいという、これは審議会として要望するということはどうですかね。条件まではいかないと思うんですが、要望するということはできると思うんです。それを元に市のほうで検討していただいて、後は議会にそれでかけていただくということなので、そこまで行けば、我々の一応今日の議論を踏まえての責任は果たせるのかなあという感じではおりますが。</p>
大堀委員 樹神会長 大堀委員	<p>一点よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>今言われるところの負担軽減の面とか、地域住民の方の負担軽減、そういった所は会長言われるように、付帯事項みたいな形で盛り込むというような方法でいいんじゃないでしょうか。ちょっとそもそも根本的に伺いたいんですけども、住居表示を実施する市街地の区域の指定というのは、これはあくまでも今回の高野尾町だけの議論でいいんですよ。高茶屋も含めてということなんでしょうか。</p>
総務課長	<p>市全体を見ていただいて、こういう実施区域として御意見があればということでの諮問をさせていただいているんですが、私どもの説明の中で特に今の段階として要望があるところとして、豊が丘と高茶屋この辺が喫緊の課題となってくるのかなということでの、補足説明をさせていただいたところでございます。</p>
樹神会長	<p>その際に豊が丘についてはかなり具体的に分かってきて、開発のそもそものあり方が乱開発とまで行かないけれども、乱雑に住居が建ったがゆえに地番が住居表示含めて非常に分かりにくくなっている、かつ現在は6000人ですか。</p>
生川委員 樹神会長	<p>2300戸、6800人。</p> <p>2300戸、6800人という大規模な市街地というか住居地域ができたということですね。こういう地域についてやはりそういう住居表示</p>

	<p>の整理をしていただくことが先程来出ているように、地域と外の地域の交流とかあるいは地域の中の安心安全とかという点から見て住居表示をしていただくことが望ましいという、豊が丘地区についてはかなり具体的に言えるんですけど、高茶屋についてはどうですかね。その類推で高茶屋がそういう状況にあるならそうしてくださいということは言えると思うんですけど、まだ高茶屋は豊が丘地区のように開発したというよりも、古い集落に新しい建物が加わってなんかこう乱雑になった地域かなと推測するんですが。</p>
総務課長	<p>高茶屋地区の要望があった時に高茶屋小森町とか広いエリアであったわけですが、国道165号から南側を含めてというようなことの要望がありましたけれども、中勢バイパスの建設ということが控えてまして、道路一本が通りますと、町のエリアとか街区とかがごっそり変わってしまう可能性がありましたので、中勢バイパスができてからと。</p>
樹神会長	<p>そこで一緒にできなかったということですね。</p>
総務課長	<p>はい。お話をそのときにしたという経過が残っておりますので。</p>
樹神会長	<p>そうすると、もともとそれがなければ、前やったときに一緒にやっても良かったんだけど、中勢バイパスというのがあったので、見送ったということですかね。</p>
総務課長	<p>はい、そういう経過がございます。それからある程度市街化を呈している地域が望ましい訳なのですが、まだまだ畑が残っている部分があったりしますので見送った所もあろうかと思えます。</p>
樹神会長	<p>だからどうですか。一般論として豊が丘の場合ははっきり書けるのだけれども。</p>
大堀委員	<p>高茶屋も要望はあるんだけど、現状の地域住民の意向というのはどうなのかというのは見えてこないものですから。</p>
樹神会長	<p>そうですね。だからちょっと今日の議論でも、生川会長、倭委員、今井委員のこういろんな具体的なことがあってはじめて、それならいろいろクリアしなければならぬ部分もあるかもしれないけれども、あと出ている委員全体としてやったほうがいいんじゃないかということだと思うんですが、豊が丘についてはそういう書き方になると思うんですが、答申の文書自体が、もし豊が丘をそういうふうにしちゃうと高茶屋もそれに合った書き方をするとということになるので、要するに一般的に市街化した区域についてやってくださいというレベルの答申ではなくて、もう少し豊が丘地区については具体的にこの間の経緯とか今出た意見をそういうことがあるので、やっぱり指定して住居表示のほうやってくださいというふうに書いた上で何か付言するという形になるけど、そうすると高茶屋の座りが非常に悪くなっちゃうんですけどどうですか。何かお考えありますか。</p>
総務部長	<p>高茶屋も含めて他の橋南とかも含めて、この審議会はあくまで2年間委員さん任期でございますので、この辺を答申の中へ入れるかどうかは別としまして豊が丘地区以外は継続して審議していただければと。</p>
樹神会長	<p>そうですね。差し当たり豊が丘については早く出したほうがいいのですよね。</p>
総務部長	<p>そうですね。</p>

樹神会長	切り離して豊が丘については地元もいろいろ意見があるかもしれないけど、少なくとも。
総務部長	条件がまだね。高茶屋とは違うように思いますので。
樹神会長	実際、会長さんあるいはここにいらっしゃる聞き取りをしていただいても急ぐのなら急いだ方がいいという状況にあるのかなあと。
総務部長	それで事務局としてはお願いしたいと。
樹神会長	そうですか。差し当たり高茶屋やそのほかの所はもう少し熟してきたらその時にまたということ。
総務部長	またお願いしたいと思います。
樹神会長	個別に切り離してやるということで、今回はじゃあ豊が丘地区について速やかに実施されたいというような答申をするということよろしいですかね。
総務部長	はい。
樹神会長	はい。じゃあそういう形で、そうすると次回ちょっと答申の今の状況とかほとんど不一致は無いと思うので。
総務部長	今の御意見を参考としまして、たたき台を一遍。
樹神会長	そうですね。作っていただけますか。
総務部長	それをちょっと御意見いただいて。
樹神会長	そうですね。次回もその答申案の審議ということで行けると思いうんですけれども。
総務部長	もう一つ住居表示の方法ももう一つ御議論いただきたいのですけれども。
大堀委員	ちょっとそこで私これについて事務局にお伺いしたいのですが。住居表示の方法というのは、どういう観点での方法を求めているのか。どの域までといいますかね。
総務課長	道路方式と街区方式ということですよ。で一つの自治体でどちらかを選択したらすべての地区において同じ方式を選択しなければならいことになりますので、津市は昭和40年代から住居表示を実施してそのときに街区方式を選択しましたので、おのずと今後住居表示を実施する場合についても街区方式になってしまいます。
大堀委員	道路方式、街区方式がいいかという観点。そういうことですね。
総務課長	はい。
樹神会長	そうすると、そこはだからあんまり議論しなくても良くて、要するに津市においては街区方式を採用されているので、今回もこれに合わせてほしいというようなことでその部分はよろしいですね。はい。
総務課長	前回も資料5のほうで説明させていただきました。第2条でございます。街区方式というのはこういうものです、道路方式というのはこういうものだというのが書かれていますけれども、街区方式というのは簡単に申し上げますと、四方を道路で囲まれているエリアを街区設定して何メートルの間隔かで何号という番号を付けるのが街区方式でございます。道路方式というのは全国的にほとんど採用されてなくて、一本道路が通っておりまして、その道路の左右見ながら順番に番号を振っていくという方式でございます。
樹神会長	それについては、従前から津市さんの場合は街区方式であるし、全国

	<p>的にも街区方式が一般的であるということで街区方式が望ましいという それでいいと思いますが。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次回答申案の審議を行わせていただくということでよろしい でしょうか。そして今お話いただいたように他の地区から要望がある ようですが、豊が丘地区についてはこの間の懸案でもあり、またこの審 議会の各委員さんの御発言でも住居表示をした方がいいということのよ うですので、ちょっと他と切り離して今回については、豊が丘地区につ いて、住居表示をして街区方式で進めるべきだということを市長に答申 するということにしたいと思いますが、はいそういうことでお願いいた します。じゃあよろしいですか。</p>
総務課長	それと私ども区域の線引きということで先ほどもこの資料の提示をさ せていただいた訳なんですけれども、一応どの区域で住居表示を実施す るかということも答申で頂く内容になることですので。
樹神会長	それも先ほど大堀委員のほうからいろいろ出ていたような問題ですよ ね。ここがそうなるかとか。具体的には。
総務課長	私の説明の街区方式、道路方式という答ではなくて。
樹神会長	じゃなくて、区域の指定ですよ。
総務課長	はい。
樹神会長	区域の指定について、御質問が出たのは大堀委員さんのほうからの御 質問。
総務課長	できるだけ町を合理化していただけるということですよ。
樹神会長	そうです。恐らく他の委員さんはそれ以上に区域の問題についてはど う考えたらいいかということ自体が私もそうですが、あんまりちょっと イメージできないので。
総務課長	じゃあもう一回区域の説明をさせていただくということで。
樹神会長	しますか。はい。
	少し時間が、よろしいですか。皆さん時間は。じゃあ、はい ですからポイントとしては市街化した区域はちゃんとやるということ なんだけど、いろんな関係でそうでない区域とかいうことがあればそれ を説明していただくということのほうがいいんじゃないですかね。
総務課長	すみません。このカラー刷りの図面。
樹神会長	これですね。図3という。これですね。図3でいいですか。
総務課長	はい。住居表示を実施する市街地の区域についてでございます。また 前回と繰り返しの説明になりますけれども、我々のほうでは、豊が丘地 区の土地について現地調査を行いまして、法務局の公図とか登記簿謄本 を調査いたしまして、事務局案として実施区域案を前回提示させていた だいたものでございます。
	まず、津都市計画の地区計画の区域を基本といたしまして、道路など 恒久的な施設で区切られた範囲を実施区域として検討いたしました。
	しかしながら、道路などで区切っていきますとその外側に住宅地が残 る部分がございます、これを除いて住居表示を実施するとより分かり にくくなることから隣接する住宅地も含めたものこの茶色のエリアの部 分でございますけどこれを最低限のエリアといたしました。この茶色の エリアを航空写真で捉えたものが図4の1から7まで用意してございま

<p>総務課長</p>	<p>す。この航空写真をご覧いただくと分かるかと思うんですけども例えば図4の1ですね。道路等で区切っていきますとどうしてもはみ出してしまう宅地等がございます。</p>
<p>樹神会長 総務課長</p>	<p>黄色がまず津地区都市計画の地区計画という区域がございます、そういう部分があって、例えば大体道路で区切られていくわけなんですよね。地区計画の部分というのは。ですけれども住居表示を考えていく場合にこういう道路の線だけで考えていきますと、例えばこんなところ外周に道路がございません。ですので、こういった住宅地を含めた形でのまず基本的なエリアを示したのがこの茶色のエリアでございます。</p>
<p>樹神会長 総務課長 樹神会長 総務課長</p>	<p>茶色のエリアですね。 凡例でいいますと、建築物の存在する北山の区域。 ですよね。 という凡例になります。でその線がこの航空写真で言う黄色の線になります。</p>
<p>樹神会長 総務課長 樹神会長 総務課長</p>	<p>じゃあ黄色の部分がとにかく茶色の部分に該当するということですね。そうですね。それに航空写真が付けてございます。 わかりました。そういうことか。 建築物の存在する北山の区域をこうエリアで区切っていくとこういう黄色の線でまず考えられると。</p>
<p>樹神会長 総務課長</p>	<p>なるほど、この黄色の線がこの繰り返しになるけど茶色の線と同じだということですね。 そうです。はい。そのエリアとして以下の図面も御理解いただきたいと思えます。</p>
<p>樹神会長 総務課長</p>	<p>分かりました。 そうしますと、茶色の部分はすべて字北山なんですけれども、字北山ではないものの字北山に接したエリアで建物が存在するエリアが3箇所ございます。これが先ほどちょっと冒頭のほうで説明もしましたけど、ウグイス色の。</p>
<p>樹神会長 総務課長 樹神会長 総務課長</p>	<p>所ですね。 ここと、ここと、ここ。この3箇所が字北山以外。 この写真はありますか。 ちょっとウグイス色も含めた形での黄色の線というふうに御理解をお願いしたいと思います。ですので、この辺は、北山でないんですけども建物がありますので、一応実施区域として検討する地区としてまず入れますと。</p>
<p>樹神会長 総務課長 樹神会長 総務課長 樹神会長 総務課長</p>	<p>なるほど、はい。 次出ますか。 2番と3番にする地域。 ここに社会福祉施設がございますけれどもここが字北山ではない。 それとあと1箇所が5番のほうかな。 ここにちょっと小さくて見にくいけれども、若干小さなエリアで宅地がありますので、ここをまず、第一的な実施区域としてのエリアを設定いたしました。その次にこうした場合にこの先ほどの今説明しているのが茶色とウグイス色のエリアをまず基本的な実施区域として検討したわ</p>

	<p>けなんですけれども、この周辺部の何箇所でも字北山などの飛び地が発生することになります。それが赤色の線でございまして、斜線引いてあるのと引いてないのがあるんですけど、こういう所が赤色で残っているのが北山の飛び地として残ります。</p> <p>斜線の、まずは斜線が有っても、無くっても、赤いところが飛び地として残る状態となるという御理解いただけますか。</p>
樹神会長	そこは、ほとんど山林とか、池とか。
総務課長	山林、池等の地目になっております。
樹神会長	建物は建っていないということですね。
総務課長	建物は建っておりません。
樹神会長	今現在は、先ほどの大堀委員の質問じゃないけれども、今現在は建物は建ってないと。
総務課長	そうでございます。
樹神会長	将来的にもそうですか。
総務課長	あの建つ可能性は少ないということで、都市計画のほうでは確認をさせていただきますいておりますけれども。
樹神会長	わかりました。
総務課長	それから、豊が丘地区の北側には大きな北山ではない字がございます。ここの部分とここの部分とここですね。これが字峠という、それから字細越、それから字切畑という大きな字がございます。これらは住居表示の実施区域に含めない場合は、高野尾町の飛び地になってしまうんですけども、これらは開発区域でも地区計画でもない山林、農地でございますので、今後建物が建つ可能性が非常に低いということから実施区域から除外しております。
	そして、最終的に町と字の合理化を図るために、飛び地となる字北山を極力少なくすることが必要であるということから、西第3自治会それから北自治会、この区域にある斜線の赤の部分、この部分については実施区域に含めないで隣接する字へ含めたほうが合理的であろうという考え方をいたしております。
樹神会長	あと、それから赤い部分については、総合的に判断したら、北山でこの実施区域に含めたほうがいいのかと考へた部分でございます。
総務課長	そこは、総合的な判断ということなんですか。
	そうですね。含めない理由といたしましては、ここに道路が走っております。道路が走っていて、ここの地権者というのは上の農地とほぼ同じですので、現況としても農地でございますので、ここの部分については、こちらの字ですね。字細越に。
樹神会長	入れるわけですね。
総務課長	編入したほうが合理的であると。
樹神会長	右のところは、北自治会の一番右端は赤い地区ではあっても除外する地域と含む地域で。
総務課長	航空写真を見ていただくとお分かりかと思うのですが。
樹神会長	3番ですか。
総務課長	3番です。
樹神会長	3番です。

総務課長	<p>ちょっと分かりにくいんですが、この辺大きな段差がございまして、盛り土がしてありまして、ここは農地でありまして、あまり団地と一体的な部分ではないということで、この農地はこちら側の字へ編入したほうがいいであろうという判断でございます。</p>
樹神会長	<p>現地を確認しましたら、かなり高低差がございまして、こことこちらとの恒久的な施設等でみた場合の関連は非常に薄いと、土地利用的にみても、こちらは農地でありますし、こちらは土手というような形が残っておりますので、ここは計画から外させていただいております。</p>
総務課長	<p>図4も関係するんじゃないの。図4のところ、図4のところに赤いけど含める地域が入っていませんか。この図4の上の森みたいところは、実施する区域には入ってないですか。違いますか。私の勘違いかな。</p>
樹神会長	<p>図3で見ると、赤い線のところ道路ですよ、図3にずっと赤い線がありますよね。一番右半分側のまん中へん。写真では4のここが図3の赤い道路ですよ。この部分は入れるんですか。</p>
樹神会長	<p>はい、入れます。 入れるんですね。そこはどうして入れるんですか。建物も何もないんだけど。</p>
樹神会長	<p>開発区域として指定されている部分でございまして、字北山については、図面、検討図の先ほど申しあげました西第3と北自治会については極力字北山を含めるようなエリアで住居表示実施区域を設定したほうが合理化が図られるであろうという判断で。</p>
総務課長	<p>字北山をできるだけ入れるということですね。 そうです。西第3と北自治会に隣接した所在する字北山については、できるだけ実施区域に含めたほうが、字の合理化が図れるであろうと。</p>
樹神会長	<p>それは開発区域に指定されているからということですか。</p>
総務課長	<p>そうです。そういうことで、ただし現況を見て、こういうところについては、どちらかというところの開発区域とあまり因果関係の無いところでございますので、切り離して、隣接するところの字へ編入したほうが合理的に考えられるであろうと、残りの赤い色のついたところについては、開発区域として指定されているところでもありますので、こういうところを飛び地で残すよりは実施区域として含めた方が合理的であろうと。</p>
樹神会長	<p>それからちょっと話飛んでしまいますけれども、南側の西第2とか西それから南、ここについては最低限のエリアだけでとりあえず実施区域を検討いたしまして、残りの部分で字北山の飛び地が残ってしまいますけれども、下側はすべて高野尾町でございますし、ある程度かたまった北山で残る形になりますので、この部分については実施区域に含めないでおこうというのが我々の現時点の考え方でございます。</p>
総務課長	<p>実施区域に含めず、高野尾町のままにしておくということですか。</p>
樹神会長	<p>字北山のまま残しておこうと。</p>
総務課長	<p>字北山のまま残しておく。</p>
樹神会長	<p>ですので、こちらの部分については、字北山として残しておく部分です。</p>
総務課長	<p>そちらは開発区域ではないのですか。 北山はすべて開発区域です。</p>

樹神会長	要するに、説明の基準が今一つわからなくて、上のほうは北山なんだけど、上のほうは住宅地じゃないんだけど、開発区域ということもあってできるだけ入れましょうという話ですよ。ただ、入れるんだけど、総合的に判断して、字変えをした方がいいところは他の字にしましょうよと。
総務課長	ここの部分とここの部分ですね、地権者に私どもの考え方はもうお伝えさせていただいて、仮に住居表示が実施された場合、近くの字へ編入させていただくことになりますけどよろしいかということで、口頭での承諾は頂いています。
樹神会長	頂いてますね。南のほう、南側は。
総務課長	ある程度北山としての土地がかたまって残っておりますので、こちらについては残させていただくと。
樹神会長	ある程度北山がかたまっているから残すという理由付けが良くわかんないんだけど。
総務課長	原則的には、住居表示実施地区については、道路とか排水路、そういった恒久的な施設で外周道路を外周部分を確定するのが一般的なやり方なんですけれど、それでは合理的な線引きができないという場合には、例えば一筆の境界の部分を用いたり、いろいろするわけなんですけど、南側については最低限のエリアで実施区域を設定したほうが今のところ分かりやすいであろうと。ですので、飛び地が残らないようにということの北側の考え。
樹神会長	そこには建物も建っていないんですか。7、6、5の辺りですよ。7、6、5出してもらえますか。これが5ですか。
総務課長	はい。これはぎりぎりのところでとらえております。
樹神会長	そういうことですね。
総務課長	本来であれば、この道路等で入れていくという考え方もあるんですけど。
樹神会長	なるほどね、道路で区切るんだけど、そうせずに、団地が建っている実際のところで。
総務課長	これが5で、6のほうもずっと、6のほうは。
樹神会長	6もぎりぎりをとらえさせていただいています。
総務課長	そうですね、7は。
樹神会長	7もそうですね、ぎりぎりをとらえています。
総務課長	その下は開発区域ということはないんですか。開発区域なんだけど南側については発展可能性が少ないのでということですか。
樹神会長	はい。第1段階の考え方としては、先ほど何度も説明して申し訳ないんですけど、茶色とウグイス色のエリアで、最低限のエリアで住居表示の実施区域を決定することも可能なんですけれども、そうしますと、先ほど法務局さんが言われましたように北山の飛び地が点在して残ってしまうと。だからそれを解消することと、北側はどうしても行政界に隣接しているということと近いということと、南側については高野尾町というのがまだ南にずっと広がっておりますので、南側については残す方向で北山を置いて、北側については極力合理化をする方向で、実施区域を検討していくというのが我々の基本的な考え方でスタートしたとこ

樹神会長 総務課長	<p>ろでございます。</p> <p>そうすると、基本的な考え方として茶色の部分が。</p> <p>茶色の部分とウグイス色の部分が本当に必要最低限の部分でございますけれども、そうすると北山の飛び地が、斜線あるいは塗りつぶし関係なくて赤色のところが北山が残ってしまうと。これを合理化するにはどうしたらいいか。</p>
樹神会長 総務課長	<p>他の区域と勘案して合理的になる案としてこういうことを考えた。</p> <p>そうです。</p>
樹神会長	<p>分かりました。しかし、それがどうして合理的になるかということ、よく分かんないんだな。なんとも言いようが無いんだけど。</p>
総務課長	<p>ですので、法務局さんのお考えであれば、この辺も全部、まず町の区域として新しく含めてったらいいんじゃないかというお考えだとは思いますが、そういうことですよ。</p>
大堀委員	<p>そうですね。もちろん字北山というのはすべて町名だけは変えちゃうと。</p>
総務課長	<p>そうですね。だから、飛び地が残らないように、ここだけ全部町名変えておいて、その中でも実施区域はここだけですよっていう検討すればどうかということですよ。</p>
大堀委員	<p>字北山という図面が、すべて豊が丘に変われば、そのまま活きるわけですよ。ところが、違ってくると、わずかに一枚の図面の中で、これだけは豊が丘、これだけは北山で残るという図面ができる。図面がいくつか分散される。それがあっちにもこっちにもできる。それは非常に今後登記記録とか公図を利用する際に非常に支障がある。</p>
総務課長	<p>ただ我々もこういったことも新しい町に含めていくことを検討させていただいたんですけども、字北山ではないんですけども、これらもすべて新しい町に含めることによって、きれいに亀山との行政界より南側は新しい町が広がっていますという、そういう選択肢もありかなと思ったんですけども、割合といいますか、この開発地域については確定測量等が施されていて境界が分かるんですが、亀山市との行政界が不明確なところがかなりあるんです。ですので、この問題がネオポリスで住居表示ができてなかったという一つの問題でもあった訳です、過去からの。ですので、やっぱりこの問題はとりあえずいったん避けて分かってる部分でできるだけ北山の飛び地を少なくする、そういうことを我々は基本として考えさせていただきました。</p>
村上委員	<p>ですから、南側につきましては、必要最低限の部分を実施区域とするというのが、次の考え方でございます。非常に説明しづらくて申し訳ございません。</p> <p>ちょっとした感想ですけど、北山という地名を残すというのは、残すか残さんかという点でいくと、合理的に考えるのであれば、残さんほうが合理的に思いますけれども、ただ北山という地名は必要なんか住民の方が何かこのぐらいが北山やったから北山ってついたら、どなたかがおっしゃいましたけど。独特の歴史的な地名があるんで少々残したいと考えられるのか、住民の方々といいですか、ここらの土地の地権者といいですか、御希望というのはあるんですか。</p>

総務課長	たぶん北山にこだわっておられる方は少ないかと思います。大和ハウスがこの豊里ネオポリスを開発する時に、開発する予定の部分についてはすべて字北山へ合筆したようでございます。
村上委員	なぜ残すんですか。合理的とおっしゃいましたけど、かたまっているから残しといた方が合理的ですか。
総務課長	ですので、道路それから排水路、そういった恒久的な施設で区切っていくと最低限の部分がこの茶色のエリアとウグイス色のエリアだけでいいんですが、赤いところ、何度も一緒のこと言ってますみません、赤いところがどうしても周りに散らばって残ってしまうと。ですけども、北側、上の部分については、極力合理化をやっていったほうがいいんじゃないかと、それから南側については、残したほうがいいんじゃないかと。なぜか、この違いはなぜかと言うと、この辺は亀山との行政界が不明確であるということと、それから字北山をすべて実施区域に含めたらという考え方も我々検討したんですけども、そうすると住居表示の実施区域というのは恒久的な施設で囲まれたエリアの中で実施するという、そこから外れてしまうかなと。
村上委員	私の言ったのは、合理的で、上のほうを合理的に違う地名に今ので吸収するのであれば、下のほうも合理的に考えたら吸収したら。
総務課長	こちら側の隣接するところへということですか。
村上委員	北山という地名が皆さん愛着があって、ちょっとでもあったほうがいいんじゃないかという要望があるのか。
総務課長	要望はございません。
村上委員	合理的といえば吸収させたほうが合理的という考え方もあるんじゃないかということだけちょっと疑問に思っただけです。合理的理由の意味がよく分からん。たくさん残つとるから、かたまつとるで残しといたほうがええと合理的に考えられたという話で、それは、どちらでもよろしいんですけど。
生川委員	豊が丘は、現在は高野尾町ですよね。地元で呼んでいるのは、上の高野尾町、下の高野尾町。伊勢別街道沿いの昔から歴史的なところは、下の高野尾町。我々のところは上の高野尾町。 その先ほどの説明を聞いていると、残す部分というのは下の高野尾町に所属することになるということですよ。上は亀山との行政界、下はできるだけ旧の下の高野尾町のこれからの利用地域として残していきたいというようなこともあるみたい。 豊が丘に住んでいる人は、ほとんどの人がここが北山であるということとはほとんど知らない。
樹神会長	そうですね。北山自身はそう意味がないと。ただ地番との関係では少しその赤くて除外される部分について若干不一致が生じるというか。
総務課長	以前から豊里ネオポリスで住居表示の実施要望があって、それが頓挫した理由が2つの理由があって、亀山市との行政境が不明確であるということが1つの理由です。それから、こういった最低限でのエリアで実施していくと、飛び地が随所に出てきてしまう。この2つの問題が過去に指摘されたものであります。
樹神会長	その最低限でなければいけない理由というのは何かあるんですか。

	<p>最低限でなければいけない理由というのは、やっぱり住居表示する区域が、言われるように道路とか社会的な施設で。</p>
総務課長	<p>基本的にはそういうもので公共的な構造物で仕切られていることが望ましいというふうに言われているんです。</p>
樹神会長	<p>ただ、ここは開発地域で、それに当てはまらないんじゃないですか。そもそも。だから、こういう問題が出てきているんじゃないですか。</p>
総務課長	<p>はい。</p>
樹神会長	<p>だとしたら、一番効率的なのは何なんですかね。こういうふうに住居表示の考え方によって住居表示地域を最低限にするのが一番合理的なのか、住居表示としては合理的かもしれないけど、総合的に地番の管理を含めて考えた場合に実はもうちょっと優先すべき問題があるというふうには考えられませんか。例えば、もう、住居表示としては問題あるかもしれないけど、字北山全体で考えてしまうとか。</p>
総務課長	<p>この辺もいれるということですね。</p>
樹神会長	<p>例えば。</p>
総務部次長	<p>北山を全部なくしてしまうとか。</p>
樹神会長	<p>そうそう。だから、この案というのは聞いていると、住居表示法というか住居表示ということの従来の考え方に基づいて最小限にするこの案になりますよという案ですよ。そうすると、従来の字北山で飛び地ができてしまうので、それについては、北側については亀山市との境界線との関係で、南側については、含めたほうが良いところと、そうでないところを、何か良く分からないけど、総合的に判断してこうなりましたという説明ですよ。それは聞くと分かるんだけど、我々として「それでいいですか、どうですか。」と言われた場合に、統一した基準として何があるのかと言うと、要するに、繰り返されている、要するに従来の住居表示の考え方で恒久的な施設で区切られていて最低限の部分をまず確定して、残る部分を総合的な判断で処理しました、そういう説明ですよ。だから我々としては、そういう住居表示の区域として、従来の恒久施設に区切られた最低限の範囲に留めるほうがいいのか、あるいは、地番とかいろいろ考えて、北山全体をってしまったほうがいいのかということになるんだけど、そうすると、北山全体にした場合に何かデメリット、住居表示という考え方ということではなくて、もう少し具体的なデメリットとか、いうのは何かありますか。</p> <p>そこの何か、絶対的なデメリットがあればね、今のような考え方が一番合理的だということになるけど、それがないとすると、どうして地番と住居表示との食い違いということも考えられないわけではないのに、従来の最低限で恒久施設に区切られたものということ考えて、そうでなくなる字の地域について総合的に判断したかという、その積極的な理由がいま一つ欲しいんですよ。</p>
総務課長	<p>議決を得るときに、具体的にこのエリアということで形を示さなければならぬ訳なんですよ。ですので、こういう微妙な線というのがなかなか描きづらいということもありますし、今後この辺に建物が建つ可能性が少ないといったことありまして、とりあえずこの南側については、この線で、北側については飛び地を少なくしようということなんです。</p>

大堀委員	<p>私が意見として言ったのは、要は茶色の部分の最低限というところを、そこは住居表示の区画として必要なところですよ。で、今のピンクのところとか、ピンクとピンクの斜線が入ったところというのが、斜線が入ったところは入れないということですよ。</p>
総務課長 大堀委員	<p>斜線が入ってないところは入れると。 そこは住居表示実施区域に入れる。斜線のところは入れないということですから、その部分は北山で残るんですけど、私が言っているのは、そこは住居表示実施区域に入れなくもいいんだけど、町名だけを豊が丘に変更するという手法というのはできないのかということなんです。土地の地番そのものは一緒ですから、住居表示実施地域でも実施地区外でも、不動産の地番としては、ここら辺、資料にあったように変わらないんですよ。ただお住まいになっている所だけが何番何号という表示、住居表示に変わるというだけですので、区域に入れる入れないという議論の中で考えるときに、住居表示実施区域には入れなくてもいいんだけど。</p>
総務課長	<p>そういう手法はとれないことはないんですけども、その字北山すべてを入れてしまいますと、住居表示をやっているエリアかどうか、やっている北山か、やっていない北山かということが分からないという外向きの理由もございまして、とりあえずは具体的に分かりやすいところまでがエリアとして住居表示を実施しているエリアですよというお示しをするためにも、できるだけ分かりやすい範囲を設定したほうがいいかなという判断でやらせていただきました。</p>
大堀委員	<p>ただ、おっしゃるようにここを新しい町に加えることは不可能ではございません。 新しい町に加えるか北側、上と一緒に隣の字に編入するか、どちらかなんですよ。いずれにしても所在は変ですけどね。 だからここで諮問のある実施区域という観点でいけば、茶色の部分と斜線の入っていないピンクの部分、あそこが実施区域の範囲でございまして、それでいいかどうかという判断を審議会としてはすればいいんじゃないかと。ですから、斜線の部分については、その他の考え方ということで考えればいいのかと私は思うんですけども。</p>
総務課長	<p>事務局案としては、外した考え方で御提示させていただくということですよ。</p>
大堀委員 樹神会長	<p>外すことによって何ら不都合はないということですよ。 だけど、逆に我々としては北山と比較してどうのこうのではなくて、今、大堀委員が言われたように実施区域として、この区域でいいかどうかということ判断すればいいわけですよ。だから、実施区域としては、今説明があったように市街地化した最低限プラス開発地域でそこに入れたものが良いものを区域として指定しましたというこういう説明になりました。区域指定だけに限って説明すると。その方針で行くところなので、それだったら認めましょうとか、認めないとの話になるんですけども、その限りでは確かに写真を見せていただいて、そのとおりになっているので、その基準からしてそれでいいということになるんですよ。</p>

大堀委員 樹神会長	議論するときにはピンクの斜線のない部分をどうするかという。逆にそこは、考えていただくということですかね。市のほうに。もう一度。少しいろいろ御勘案いただいて。
大堀委員	将来的なことも考慮すれば、抜いておくのが好ましいというような、そういうことでいいのかなと思いますね。
総務課長	大和ハウスの話を聞くと、これ以上伸びようがないということでしたので。
樹神会長	そうすると、土地としても動かないだろうということですね。ですから、除外区域について、何かいうかどうかですかね。
大堀委員	今、市のほうとしては斜線が入っていない部分を含めるということですか。
総務課長	ここを入れたほうが飛び地としては少なくなると。
大堀委員	両面のメリット、デメリットですね。
樹神会長	その飛び地として少なくなるという説明よりも、そこを住居表示の対象として入れることが必要であるという説明があると思うんですよ。要するに飛び地として少なくなるかならないかということは、何というか、住居表示区域外の問題なので、住居表示の区域として適切かどうかというだけで判断できればよいわけです。で、市としてはもう少し総合性を考えて、飛び地がどうのこうのとかということになるかと思うけども、我々の判断材料としては、飛び地が云々というよりも、住居表示の目的に照らして、この区域を指定することは望ましいということがまずは言えればよいわけですね。そういうことを考えると、字北山のうち、どうのこうのとということよりも、今の市街地化して住居表示が必要な区域と密接不可分の地域であるというような説明ができればそれで十分なんですけどね。
総務課長	1点よろしいでしょうか。資料5のまず2ページ、1ページの街区方式というところをご覧いただきたいのですが、第2条第1号の街区方式でございます。市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合という条件がここに書かれております。
樹神会長	5条の。
総務課長	いえいえ。資料5の1ページの第2条第1号です。
樹神会長	街区方式ね。はいはい。
総務課長	当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域につけられる符号、こういうことが街区方式ではまず前提にされています。それから、2ページをご覧いただいて第5条の上から3行なんですけども、街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。ですので、茶色の部分から考えて、この茶色の部分を街区方式で実施していく場合、不合理な字があるということで我々は飛び地になってしまうという字を含めさせていただいたということでございます。それから、5ページをご覧いただけますでしょうか。街区方式による

	<p>住居表示の実施区域、これ旧自治省から出ているものなのですが、(2)町の形状及び規模イですね。町の形状はその境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線を持って区画された一団を形成されているものであると、こういうことが書かれておりますので、そのようなことを総合的という言い方は失礼かも分かりませんが、勘案して今回の事務局案を提出させていただいたということになります。</p>
樹神会長 総務課長	<p>この場合での飛び地というのは、本当に飛び地とのことなんですか。飛び地という言い方は語弊があるかもわかりませんが、字として残るといことです。</p>
樹神会長	<p>という意味で使っておられますよね。ここの実施基準の飛び地というのはそういう意味ですか、これ。</p>
総務課長	<p>こういう分割したという。</p>
樹神会長	<p>本当に飛び地じゃないんかと思うんだけど、ここで言っているのは。今言われているのは、そういう意味の飛び地じゃなくて住居表示する区域と旧字とが合致しないという意味で使われていますよね。そういう意味なのかな。</p>
総務課長	<p>そうすると2ページの第5条のところで、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。</p>
樹神会長	<p>そう。合理的っていうことですよ。それではこれが合理的かどうかという。まあ、じゃあちょっともう時間もあれですから、私の感想としては、おっしゃってることは良く分かるんだけど、審議会で良いとか悪いとか言うについては、ちょっとあまりにも総合的判断というのが多いので、もうちょっとシンプルに説明できるような理屈を考えていただけるとありがたいかなという、ちょっと頭があれなものでなかなか総合的にならないので、ちょっと次回、今日は大きな方向が出ましたので、答申案も次回検討できそうですので、そういう意味では変な言い方ですけど、既に大きな山場は越えたと思いますので、あと区域指定の説明の仕方なり、こう一つちょっと市のほうでもう1回、申し訳ないですが御検討いただいて、次回それも含めて検討できるかと思うんですが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
樹神会長	<p>すみません。私不手際で長引いてしまいましたけれども、今日はこれで終わらせていただくということよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。次回日程調整については、事務局のほうでお願いできますか。</p>
総務課長	<p>はい。調整させていただきます。</p>
総務部長	<p>本日は長時間にわたりありがとうございました。</p>